

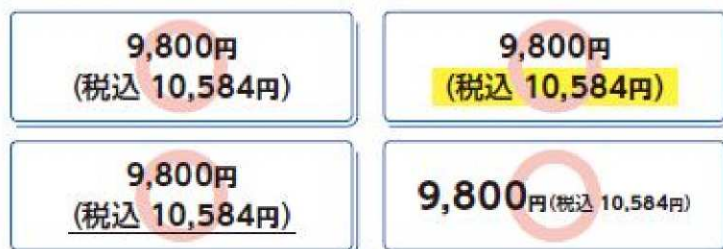
## 消費税税率変更に伴う価格表示についてのご案内

消費税税率の変更に伴い、現在の総額表示から値札の表記を変更できるようになります。

### ● 税抜価格と税込価格を併記する

税込価格が見やすく、税抜価格が税込価格と誤認されないように表示します。

#### ■ 明瞭に表示されているといえる例



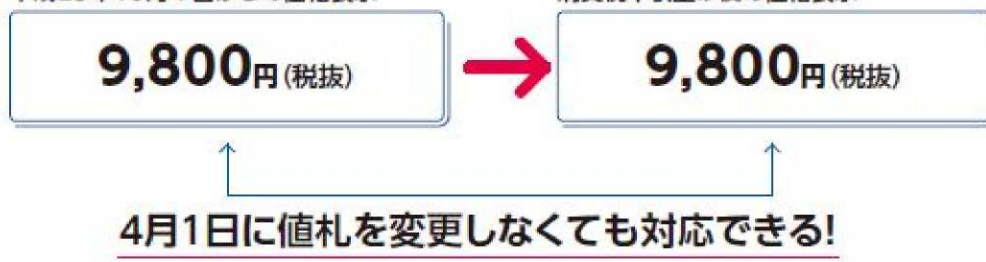
また、値札の貼り替えなどの負担が発生することへの配慮として、以下のような特例が設けられています。

### ● 税抜価格で表示ができる（「外税表示」が可能）

#### ■ 特例を適用すれば……（平成25年10月1日から可能です）

平成25年10月1日からの価格表示

消費税税率引上げ後の価格表示



### ● 端数処理について

消費税額に1円未満の端数が生じる場合の端数処理については、各事業者の判断により“切捨て”“切上げ”“四捨五入”などを選択することとなります。

### ● 価格表示についての留意事項

- ① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨を伝えることは禁じられています。  
例)「消費税は転嫁しません」、「消費税は当店が負担しています」
- ② 取引の相手方が負担すべき消費税額の全部または一部を対価の額から減ずる旨の表示であって、消費税との関連を明示することは禁じられています。  
例)「消費税率上昇分を値引きします」、「消費税 8%分還元セール」

● 契約書・請求書・見積書等の価格表示を確認しましょう

- ① 内税表示ではなく、外税表示にする。
- ② 内税表示にする場合であっても、本体価格や消費税額を併記し、本体価格と消費税は別であることを明確にする。
- ③ 「消費税法の改正により税率が変更になった場合には、変更後の税率により計算するものとする」などと別途明記する。

◎ 今後締結する契約書等の記載例

請負契約書

甲と乙は、下記記載の資産について次のつとおり請負契約を締結する。

第〇条 請負代金

本契約における請負代金は金〇〇円(消費税別とする)

第〇条 消費税に関する事項

本契約に係る消費税は、上記請負代金とは別に徴収する。  
尚、消費税率については、当該資産の引渡日における税率による。

◎ 見積書の記載例

御見積書

下記のとおり御見積り申し上げます。

1 内容

商品 〇〇 1台

2 御見積金額(消費税別)

〇〇〇〇円

3 注意事項

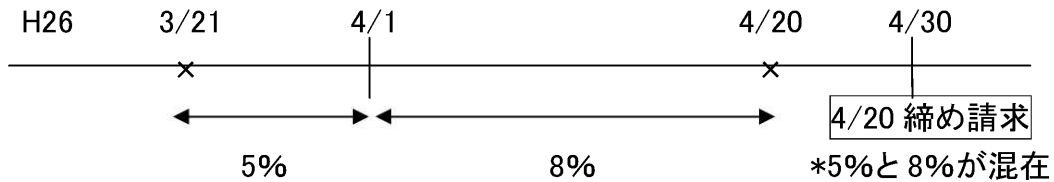
消費税については、商品の引渡日が平成 26 年 3 月 31 日までであれば 5%、平成 26 年 4 月 1 日以後であれば 8%によりご請求させていただきます。

● 税率改定の時期判定における注意点

- ① 納品・引渡・検収、役務提供の完了の日付で判定をします。  
※請求書の日付や入金日では判定できません。

例) 20日締めの場合の適用税率

H26.3/21～3/31 の納品、完了等	5%
H26.4/1 ～4/20 の納品、完了等	8%



外税方式の請求書(税率区分あり)の記載例				
納品日	商品名	税抜単価	数量	金額
3月 25 日	商品X	300 円	10 個	3,000 円
4月 10 日	商品Y	300 円	10 個	3,000 円
			税抜合計金額	6,000 円
			(5%適用分)	(3,000 円)
			消費税額(5%)	150 円
			(8%適用分)	(3,000 円)
			消費税額(8%)	240 円
			合計請求金額	6,390 円

- ② 賃料の処理にご注意ください。  
 ※3月中に支払った賃料であっても、4月分の対価である場合は8%が適用されます。逆に4月中に支払った賃料であっても、3月分の対価である場合は5%が適用されます。
- ③ 計上基準が取引先とずれている場合  
 ※出荷と納品が施行日をまたぐ場合など、売り手側・買い手側で税率判定が異なる場合は、原則として売り手側の税率が適用されます。(売り手側の判定が適法な場合)

● 経過措置に注意しましょう

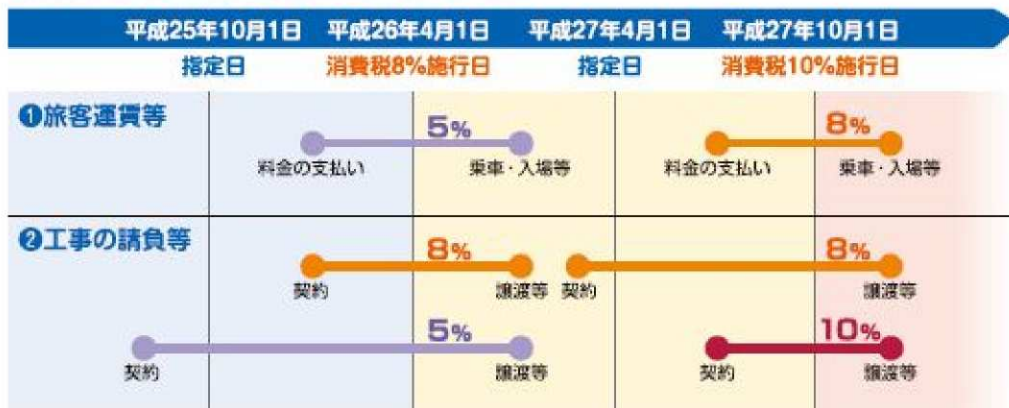
特定の取引については、施行日以後も旧税率が適用される経過措置が定められています。例えば、工事の請負等の場合、経過措置の「指定日」より前に契約を締結していれば、施行日以後に完成引渡を行っても、旧税率が適用されます。

施行日と指定日の  
対応関係を押さえましょう!  
8%と10%のそれぞれに  
指定日があります

〈消費税率引上げのスケジュール〉

税率	指定日 (施行日の半年前)	施行日
8%	平成25年10月1日	平成26年4月1日
10% <sup>(※)</sup>	平成27年4月1日	平成27年10月1日

〈経過措置で適用される消費税率イメージ〉



ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。